

令和2年度 川西町消費喚起対策クーポン券発行事業

『コロナに勝つ！ファイトかわにしクーポン券』

参加店舗募集要項

川西町消費喚起対策クーポン券発行事業

事業委託団体 川西町商工会

TEL 0745-44-0480

■事業の趣旨

目的

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している地域商工業者に対して、住民が一丸となって消費喚起を図り地域経済を活性化させることを目的に「川西町消費喚起対策クーポン券」を発行する。

1. クーポン券事業の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 名称 | 川西町消費喚起対策クーポン券発行事業
『コロナに勝つ！ファイトかわにしクーポン券』 |
| (2) 発行者 | 川西町 |
| (3) 業務委託 | 川西町商工会 |
| (4) 発行内容 | 発行総額（概算）21,900,000円（クーポン券総額）
※全店共通券 3,000円（額面300円券 10枚）
飲食店用 3,000円（額面300円券 10枚） |
| (5) 使用期間 | 令和2年8月1日（土）～令和2年10月31日（土） |
| (6) 対象者 | 令和2年7月1日時点で住民基本台帳に記載されている全世帯に配布
※3,650世帯（概ね） |
| (7) 配布方法 | 川西町より特定記録郵便にて郵送 |
| (8) 配布明細 | （一世帯当たり）
全店共通券 3,000円（額面300円券 10枚）
飲食店用 3,000円（額面300円券 10枚）合計 6,000円分 |

2. クーポン券取り扱い厳守事項

- クーポン券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- クーポン券と現金との交換は禁止です。
- お買い物や飲食（テイクアウト含む）に500円につきクーポン券1枚（300円）使用できます。
 - （例） 500円購入→クーポン券（300円）1枚と現金200円
 - 1,000円購入→クーポン券（300円）2枚と現金400円
 - 1,200円購入→クーポン券（300円）2枚と現金600円
 - ※クーポン券3枚と現金300円やクーポン券4枚はNG
 - 1,500円購入→クーポン券（300円）3枚と現金400円
- 全店舗共通券は飲食店を含めた登録店舗全てで使用できます。飲食店用は、登録された飲食店でのイートインやテイクアウト、宅配にしか使用できません。飲食店以外の店舗では飲食店用のクーポン券は受け取らないでください。
- 利用期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 受け取ったクーポン券の盗難、紛失、滅失または明らかな偽造、模造等のクーポン券

に対して、発行者は責を負いません。

※クーポン券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合があります。

3. クーポン券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一次預かりを除く）等の不動産に係る支払
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- クーポン券の交換または売買

4. 参加資格

川西町内に事業所、店舗を有する事業者であり、本事業の主旨に賛同、協力する事業所。ただし、次の事業者は除きます。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。
- ② 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ③ 上記3. [クーポン券利用の対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 奈良県並びに川西町の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けているもの。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2個項第2号に該当するもの及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3もしくは第198条または私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による系の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の

代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有するもの、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ⑦ 暴力団員(暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したとき。
- ⑨ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力または関与しているとき。
- ⑩ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール(ポスターおよびステッカー等)を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ② 利用者が使用されるクーポン券について受け取って問題ないかを確認してください。なお、複写されたもの(coppyや複写等が印刷されたもの)や色合いや厚さが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合はクーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報してください。また、その旨を川西町商工会にも報告してください。
商品券を受け取った時は、再流出を防止するために商品券裏面に参加店舗受領印を押印することとし、既に受領印があるものは受け取りを拒否してください。
- ③ 使用済みのクーポン券を換金する際、万が一入金額に差異があった場合にそなえ、換金するクーポン券の枚数、金額を念入りに確認して下さい。
- ④ 取扱事業所として登録いただいた「屋号」、「法人名」や「代表者名(担当者名)」と商品券裏面の事業所名等が異なっていれば換金できない場合がありますのでご注意ください。
- ⑤ 換金請求した金銭は、取扱店舗登録申請の際に指定した口座に入金されますのでご確認ください。また指定口座は取扱期間中、原則変更することはできません。ただやむを得ず変更を希望される方は、川西町商工会まで申し出てください。
- ⑥ クーポン券の換金に伴う振込手数料はかかりませんので、換金額どおり振込入金させていただきます。
- ⑦ 商品券の交換及び売買は禁止です。
- ⑧ 川西町商工会にご加入されていない方はこの機会にご加入いただければ幸いです。
- ⑨ クーポン券発行事業の運営にご協力ください。

6. 申込みについて

(1) 申込み方法

クーポン券取扱店舗の登録を希望される方は、この「募集要項」をご確認のうえ別紙「取扱事業所登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入、捺印のうえ本クーポン券発行事業委託団体である川西町商工会までご持参ください。

川西町商工会 奈良県磯城郡川西町結崎 217 - 1 (川西町文化会館前)
Tel 0745 - 44 - 0480 FAX 0745 - 44 - 1831
URL : <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>
<https://kawanishibutton.net/>

(2) 申込期間

令和2年6月29日(火)～7月10日(金) 9:00～17:00

※土・日・祝日除く

※7月10日までに申し込みいただいた事業所は、クーポン券が配布される際に同封される「取扱店舗一覧」に記載されます。ただし、使用期間内は随時受付可能です。

(3) 取扱店の確定

○申し込みのあった事業所については、審査会を経て登録確定とします。

○結果については事務局から改めてご連絡させていただきます。

○登録された事業所には「取扱事業所登録証明書」及び掲示用ポスター等を交付させていただきます。この「取扱事業所登録証明書」は商品券の換金の際に必要な場合があります。また取扱事業所である告知ポスターやステッカーは店舗内外(出入口、レジ前等)に掲示し、お客さんに登録店であることがわかるように告知してください。

○登録された取扱事業所は、クーポン券を利用する方への案内チラシや町HPに事業所名などを記載させていただきます。

○申込み内容に虚偽、不備等がある場合には承認を取り消すことがあります。

(4) その他

○取扱事業所向けに説明会の開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の予防の観点から、個別対応となる可能性もあります。

○「取扱事業所登録申請書兼誓約書」のフォーマットは川西町商工会HPに添付しております。(PDF版) URL : <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>
<https://kawanishibutton.net/>

7. 取扱店舗の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

8. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

- 使用済みクーポン券の裏面に事業所印（ゴム印可）や代表者印を押印したものと、請求書を川西町総合政策課に持参、もしくは郵送してください。
- 請求書のあて名は「川西町長 竹村匡正」です。
- 換金は全て振込による入金であり、現金での換金は一切いたしません。
- 換金期間と振込入金は下の通りであります。

請求書受付締め日	振込予定日
令和2年 9月10日（木）	令和2年 9月末日
令和2年10月 9日（金）	令和2年 10月末日
令和2年 11月 10日（火）	令和2年 11月末日

- 振込金額と商品券の確認を行ったうえ入金します。
- 原則この3回の締切、支払いとなります。
- 振込手数料はかかりません。

9. その他の留意事項

- この「募集要項」に記載されていない事項などに関しては協議を行います。
- 取扱事業所情報（屋号、所在地、電話番号、業種等）は「取扱店舗一覧としてリーフレット、ホームページなどにより広報します。

問い合わせ先

川西町商工会（川西町消費喚起対策クーポン券発行事業委託団体）

TEL 0745-44-0480 FAX 0745-44-1831

E-mail kawa2445@kcn.jp

URL <https://r.goope.jp/nara-kawanishi/>

<https://kawanishibutton.net/>